

いちご一会とちぎ国体那須町案内所・休憩所設置要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、原則として競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として競技会の開催期間とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了又は閉会行事終了の30分後までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 案内資料等の配付・管理に関すること。
- オ その他、各種案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配付に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 障害者への対応に関すること。
- オ 迷子、遺失物・拾得物の取り扱いに関すること。
- カ その他、各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲物等の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 従事者の心得

従事者は、常に笑顔とおもてなしの心で業務に専念し、積極的かつ迅速に業務の処理に当たるとともに、親切丁寧に大会参加者等に対応する。

8 関係機関・関係団体等の協力

案内所及び休憩所の設置運営等を円滑に行うとともに、大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしができるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て実施する。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。